

平成23年6月15日第2回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第4日)	
出席議員 (10名)	1番 原 田 希 2番 寺 崎 太 彦 3番 橋 本 重 雄 4番 碓 勝 征 5番 林 眞 敏 6番 松 田 俊 和 7番 岡 光 廣 8番 吉 富 隆 9番 中 山 五 雄 10番 大 川 隆 城
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 教 育 長 吉 田 茂 会 計 管 理 者 原 慎 義 幸 総 務 課 長 池 田 豪 文 企 画 課 長 北 島 徹 税 務 課 長 白 濱 博 己 住 民 課 長 福 島 日 出 夫 健 康 福 祉 課 長 岡 義 行 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 江 崎 文 男 生 涯 学 習 課 長 川 原 源 弘 教 育 課 長 小 野 清 人 文 化 課 長 原 田 大 介
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 鶴 田 良 弘 議会事務局係長 石 橋 英 次

議事日程 平成23年6月15日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 議案審議
議案第23号 専決処分の承認を求めることについて
(上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例)
- 日程第2 議案第24号 上峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第1 議案第28号の撤回請求の件
- 追加日程第2 議案第25号の訂正請求の件
- 日程第3 議案第25号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第26号 上峰町税条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第27号 上峰町社会教育委員条例
- 日程第6 議案第28号 上峰町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第29号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について
- 日程第8 議案第30号 上峰町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第9 議案第31号 上峰町教育委員会委員の選任について
- 日程第10 議案第32号 上峰町教育委員会委員の選任について
- 日程第11 議案第33号 平成23年度上峰町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第34号 平成23年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第35号 平成23年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

午前9時29分 開議

○議長（大川隆城君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 議案第23号

○議長（大川隆城君）

日程第1. 議案審議。

議案第23号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番（碓 勝征君）

この改正、専決されておられますけれども、この改正で結果どういう見通しになるか、わかったらちょっと教えてもらいたいと思います。

○健康福祉課長（岡 義行君）

ただいまの結果の見通しということでの質疑なんですけれども、今年度、平成23年度の国民健康保険の算定によりますと、まず、医療費の部分でいきますと、限度額の超過が21世帯、被保険者数が64名であります。それから、支援金、こちらのほうが限度額の超過が13世帯、被保険者が42名であります。介護のほうが、超過世帯が17世帯で被保険者数が28名であります。全体で570千円の部分でありますけれども、それぞれの医療とかが後期高齢の支援金分、介護保険分ということで限度額が設定されておりますので、以上のような結果になっております。

以上です。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第23号の質疑を終結いたします。

日程第2 議案第24号

○議長（大川隆城君）

日程第2．議案第24号 上峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番（碓 勝征君）

20条関係の産前産後の休暇、それから、21条の配偶者の方の育児休暇。これ最近こういう事例がありましたでしょうかね。ちょっと事例があったら教えてもらいたい。

○総務課長（池田豪文君）

近年はございませんが、1人そういう該当者が今後出てくる予定でございます。

以上です。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第24号の質疑を終結いたします。

日程第3 議案第25号

○議長（大川隆城君）

日程第3．議案第25号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○3番（橋本重雄君）

今回、社会教育委員と公民館運営審議委員の費用弁償の条例が出ているわけですが、これを上程することになったいきさつについて町長にお伺いします。

○町長（武廣勇平君）

社会教育委員と公民館運営審議委員ですか、これについては、これまで兼務体制ということで、さまざま問題をはらんでおったわけでございます。その解消のために今回上程させていただくということでございます。

以上です。

○3番（橋本重雄君）

さまざまな問題が発生したということでございますけれども、具体的にはどういう問題が発生したか、教育委員会のほうからお答えをいただきたいと思います。

○生涯学習課長（川原源弘君）

まず、社会教育委員と公民館運営審議会の委員につきましては、生涯学習の委員が兼務するというようになっておりましたので、内容をさらに充実して社会教育委員と公民館運営審議会のほうに専念してもらおうという考えで、今回これの2つの委員という形で今ここには第25号として上程しておるところでございます。

以上です。

○3番（橋本重雄君）

ただいまの言い分では、そんなには大したことないと思います。

そこで、私も以前役場のほうに籍を置いておったときに、以前に生涯学習審議会委員を設定されたときのことを思い出しまして、ちょっと議事録を調べてみました。それをちょっと読ませていただきます。

実は、現在は生涯学習審議会委員の設置条例というのがあるんですけども、それ以前は社会教育委員設置条例というやつと、それから、上峰町生涯学習企画委員会設置条例というものもありました。それから、上峰町の公民館の設置及び管理に関する条例、そういうのもあったわけですが、生涯学習委員会設置条例をつくるときに、ほかの委員会は全部廃止されているんですよ。そして、その理由がここに書いてありますけれども、それをちょっと読み上げてみますね。社会教育法の改正に伴いまして、公民館運営審議委員と社会教

育委員の組織が一本化できるようになりました。その関係で生涯学習審議会の設置条例を新たにつくったということを書いてあります。それから、社会教育委員設置条例を廃止する条例ということですが、社会教育法の改正に伴いまして社会教育委員を置かなくてもいいというようになったということになっております。したがって、新たに社会教育委員並びに公民館運営審議委員会に係る組織として社会教育全般を見ていただくようなことで生涯学習推進委員会を新たに設置していくというものでございますということで、これは平成14年3月6日の提出で、施行は平成14年4月1日からになっております。

そういうことで、結局もとあったやつを生涯学習審議会のほうにまとめますよということで、まとめてあったんですけれども、それで今までずっと別に問題なく過ごされてきたと私は思うんですよ。別にそういう不合理な話が、私も役場のほうにありましたけど、そういうお話は余り耳に入ってきていませんでしたし、それで、今回何でこういうふうな項目が出てきたかなというのと、今財政が厳しい厳しいと言っているじゃないですか。そんなときに、わざわざ審議委員をつかって費用弁償を払って審議しなくても、今現在ある生涯学習推進委員会のほうで討議をすれば私は済むと思うんですよ。それが済まない理由はどういうことか、教育長にお尋ねいたします。

○町長（武廣勇平君）

さまざま問題があったと申し上げております。問題が14年当時からあったかどうかは存じ上げませんが、ここ数年さかのぼると社会教育委員と生涯学習審議委員、そして、公民館を一緒にしていることで問題が出ております。だから、申し上げて今回提案をさせていただいております。

具体的に申し上げますと、委員を兼務することによって、今橋本議員も言われましたように、当時から兼務をしているということと、廃止していると、両方意見を言われる方が多かったわけでありまして。実際調べてみますと、条例上にはないと、しかしながら、県には報告していると、しかも公金が出ていると、しかも13人の生涯学習——13人はどっちやったかな——13人の定員のところ、社会教育委員は10人になっていると、そのままその委員が兼務するというのであれば、13人そのままスライドすべきでもあったと思いますけれども、10人という形で申請はなされていると。だから問題だと思い、しっかり条例を分ける必要があるということで、私はこれまでのこのあり方が非常に公の機関としてどうなんだということで、この問題に気づきましたので、提案をさせていただいております。

以上です。

○3番（橋本重雄君）

そういう問題があったということですが、定数は生涯学習審議委員は条例見てもらうと20名以内になっています。それで、今の時点でこういうものを出すべきものか、こういうものは3月の定例会で4月1日から施行するのが当然じゃないでしょうか。私はそう思い

ますが。

○町長（武廣勇平君）

いつ提案すべきかという話でいえば、問題に気づいた時点で提案するのが一番町民の皆さんにとって誠実だということで提案しておりますが、13名の定員が今現在いらっしゃるわけでありましてけれども、社会教育委員は10名で申請されているということです。13名の方がそれぞれ兼務されているのであれば、13名そのまま申請すべきですけれども、社会教育委員はそもそも10名だったということで10名の申請がなされていると。であれば、その10名はだれが定めたのかと、議会でも執行部でも定めていない状況で申請がなされ、公金が出ているということであれば、これは直ちに是正すべきだという結論に至りました。

以上です。

○3番（橋本重雄君）

社会教育委員の設置条例というのは廃止されているから、それはもうないわけじゃないですか、今は。それで、生涯学習審議委員会のほうに包括されている形でしょう。だから、その13人をだれが出したかというのは、それは当然、事務担当者のほうの要するに教育委員会のほうから出してあると思うんですけれども、それはそれとしてちゃんと10名でなければいけなかったならば10名報告をし直せばいいことであって、それで公金というのはどういう公金が社会教育委員に出てきているかをお尋ねいたします。

○町長（武廣勇平君）

詳細は教育委員会からお話しますが、今現在13名の、社会教育委員は今回つくる委員ですから、今現在13名の委員がいらっしゃる。今あるのは——これは教育長さんのほうからお答えしていただきたいと思います、詳細は。

○生涯学習課長（川原源弘君）

生涯学習の推進審議会の委員は10名でございまして、その中で社会教育委員として届けているのが10名という形になっています。会議の負担金関係がちょっと1件ありますけれども、鳥栖三養基地区社会教育委員連絡協議会負担金というのがございまして、人口割が1千円掛けることの人口、それと均等割が2千円、それと委員数10名ということで合計26千円（発言する者あり）人口割が今1円ですね。それで22年当時いたしまして9,169人というこれしておりますけれども、これで9,100円、それと均等割の2千円、それと委員数10名が15千円、そして合計で26,100円という形で鳥栖三養基地区の社会教育委員連絡協議会という形で支出しております。

以上です。

○3番（橋本重雄君）

今の説明を聞けば10名じゃないですか。13名じゃないじゃないですか。

○町長（武廣勇平君）

ちょっとその資料をもう一回確認しますけれども、仮にそうであったとしても条例上定めていない、町として定めていない機関が兼務体制であるということは定めてあるんですかね、今。ちょっと資料を見せてください。13名だったはずですけど。

○議長（大川隆城君）

お諮りをいたします。執行部の答弁についての整合性を持っていただくために、ここで暫時休憩をし、協議をしてもらいたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

異議なしと認めます。それでは、暫時休憩いたします。休憩。

午前9時45分 休憩

午前9時59分 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続き、議案審議を再開いたします。

執行部の答弁いかがですか。

○町長（武廣勇平君）

大変失礼いたしました。執行部としていろんな誤解を生んでいると思いますので、13名が10名になったか、10名が10名でそのままスライドして申請されているか、詳細を担当から発言いたします。

以上です。

○生涯学習課長（川原源弘君）

生涯学習推進審議会委員名簿につきましては、13名でございます。社会教育委員として私ども届けているのは10名ということで届けておりまして、その根拠というものは全くございませんで、近隣の市町に合わせたところでの10名という形で届けているという経緯がございます。今回、その位置づけとしてそれを明確にするために上程するというものでございます。

以上です。

○3番（橋本重雄君）

その件についてはわかりました。

それで、はっきりとするために今度条例を設置することはわかりましたけれども、そしたら、生涯学習推進審議会ですけど、その設置条例は現在まだ生きていますけれども、そこにも委員さんが20名定数があるわけですよ。そしたら、これ3つ合わせたら40名の委員さんになると思うんですけども、40名もいるんですかね。

○生涯学習課長（川原源弘君）

現条例の上峰町生涯学習推進審議会設置条例のうち、第3条組織といたしましては、審議会の委員は20名以内で組織するというので、現在先ほど申しましたように13名の委員さんがおられます。今般予算計上しているのはともに10名でございまして、その人選につきましては、今後の人選という形でございます。

以上です。

○3番（橋本重雄君）

一応、先ほど私が以前の議会の議事録を読み上げましたように、2つを統合して生涯学習審議会のほうをつくるということで両方兼ねてつくるということでしたので、その20名は今回2つの審議会をつくるとすれば、もう必要ないんじゃないかなと思うんですけども、いかがですか。

○町長（武廣勇平君）

それは同じく私も考えました。財政的な面で兼務体制ということは一つの見識でありまして、私もそのようにしたいと思っておりますが、もう既に今年度申請を済ませております。であれば、やはり条例を設けるしかないという結論に至りまして、今回御提案をさせていただいているというふうに理解していただければと思います。

以上です。

○3番（橋本重雄君）

この審議会は、町長が諮問するという事になっております。それで、町長は就任以来、何回ほど諮問をされたかお尋ねします。

○町長（武廣勇平君）

この条例といいますのは、何を指すかちょっと具体的に教えてください。

○3番（橋本重雄君）

済みません。ちょっと中身を言いますと、上峰町生涯学習推進協議会設置条例の中に町長が諮問するという事になっております、審議会のほうに。それで、今までずっとこの条例はあったわけですから、町長に就任されて今約2年経過してはいますが、何回ぐらい諮問をされたかなと思って質問をしております。

○町長（武廣勇平君）

詳しくは担当から発言しますが、ことしはもう既に1度やっているという記憶がございます。

以上です。

○生涯学習課長（川原源弘君）

生涯学習推進審議会といたしましては、年度当初の5月に当該年度の生涯スポーツ関係事業並びに生涯学習の事業関係及び公民館事業につきまして、それぞれ事業案等をちょっと提示し、諮問を伺っているところでございます。

以上です。

○3番（橋本重雄君）

これは私からのお願いですけれども、やはりこういうふうに財政が厳しい時代ですから、なるだけ人件費等は抑えるような形で進んでいかないと、足腰の強い上峰町にはなかなか進んでいかないと思うんですよね。だから、そういう案件を上程する場合は内部でよく審議をして、将来のことも考えてやっていただきたいというふうに要望しておきます。

以上です。

○町長（武廣勇平君）

議員仰せのとおりでございますが、財政的な面も考えて兼務体制ということでこれまで——その条例の部分は未整備でございましたけれども、経緯としてございますので、ことは申請をしているということでこの条例提案になっておりますが、今後はそうした側面を考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（吉富 隆君）

今の関連事項でございますが、大変計画性のない提案だと私は思います。申請したからことはこのままいくと、とんでもない話ですよ。行き当たりばったりの条例じゃないですか。一般質問でも申しあげましたけれども、計画性を持ってやらないと、財政健全化にはつながらないと。再三再四、同僚議員もまちづくりについて一般質問はほどんどの方がされました。執行部は何を考えておるの。条例が2つ重なっていいのかね。それを廃止した上で条例をされるというならば、私も理解します。このことについて1点、執行部のお考えをお尋ねします。

もう1点、費用弁償の1千円についての根拠についてお尋ねをいたします。

○町長（武廣勇平君）

大変ちょっと誤解を生んでいるようでございますが、今までの兼務体制だったということで、問題が出たことに対して計画性がないということについては、こういう結論に至って計画性がないということには甘んじてその御指摘は享受したいと思いますけれども、今回は条例を別に定めてしっかり分けるということをもう申請も済ませておりますし、させていただきたいということで、今後については兼務というものも考えていくべきではなかろうかという御指摘は理解できますので、今後検討させていただきたいと。また、費用弁償の根拠については担当からお話しさせていただきます。

以上です。申しわけございませんでした。

○総務課長（池田豪文君）

費用弁償の根拠でございますが、ほかに上峰町におきまして委員会等を設けておりますので、その委員会等と同等の1千円/回ということで御提案したものでございます。

以上です。

○8番（吉富 隆君）

今の答弁が答弁と思うんですか。答弁にはならないよ。ようっと考えてみてくださいよ。次長制を何で導入したか、職員さんたちは御理解しているものと思います。今回、次長制度を廃止ですね、そのために公民館長もつくられた。兼務をしないがためでしょう。3月の予算特別委員会で議会は承認をしたけれども、人選については今からと。そういうふうなちぐはぐな予算の出し方、これは大きな問題ですよ。議会は費用弁償いつからなくしているかわかっているの。その上に10%の減額をしていますよ。行政だけがそういった費用弁償を出すような組織を新たにすること自体が大きな間違いであると僕は思う。お互いが議会も行政の皆さんも力を合わせて、そして財政難を乗り越えていこうということが議会の趣旨なんですよ。

再三再四僕が申し上げておるのは、2年前からこの議会改革の一環として取り組んでまいりました。やっぱりそういう改革をやっつかざるを得ない町になっています。そういうことを勘案しながら気づいたからつくっているようなもの。3月に出すべきです、計画性があるとすれば。気づいた時点でという町長の答弁であります。そういうことで条例提案というのはあり得ない。1年間を見通して何カ月かかって当初予算は組んだんですか。去年の12月からあなたたちはやっているわけでしょう。わかっていることよ。そういう計画性がない執行部の対応には私は大きな不安も持つし、異議も持っています。ほかの条例にも、これは後にも関連してきますよ、全部。我々の議会の仕事はチェック機関ですので、チェックは厳しくやる、二元代表制は協調しますと冒頭に3月議会で私は申し上げております。だから、一般質問の冒頭に申し上げたとおり、本当にやる気があるのという言葉が失礼ですけども私はさせていただいております。こういう問題が本当にあっていいのか。お互い兼務が何ですか、やる気があればできるじゃないですか。これは町長の提案になっているんだけど、教育委員会から上がりだと思えますよ。それは確かにこうして見れば、職員さんの数が少ないというのは私も理解しております。後で出てきますが、人事案件の問題もここで出てきます。言わんでおこうと思っておりましたけれども、言わざるを得なくなる。行き当たりばったりの条例じゃないですか。人事案件なんか特に3月定例会で1年間を見通したところできるとは、やらなきゃならない。それが行政の仕事やないですか。こんな行政の運営のあり方でいいのかと、僕はあってはならないと思う。議会みずから何年前から報酬をカットしてきていますか。費用弁償いつからなくしているんですか。議会だけ協力しようとしても、行政こういったことであれば、議会も協力できんじゃないですか。申請をしたからと、冗談じゃないよ。もっと真剣に取り組んでいただかないと、本当に足腰の強い財政、また、まちづ

くりはできない。全部の議員の皆さんがまちづくりをどうしらいいかということで質問しちゃつですよ。ただ個別に、きちっと小さく分けて質問されております。

今定例会が開会中でございますが、3カ月前の当初、3月定例会、そのときに1年間の見直しをつけて予算を組むのが普通であって、あいまいに補正すればいいじゃないかと、あいまいな気持ちが行政にあるんじゃないですか。そうでしょう。あなたたちが答弁しているのは答弁じゃないよ、それは。3番議員に対して失礼じゃないですか。条例重なっているんじゃないの。もっと検討を行政に要請をいたします。

○議長（大川隆城君）

答弁はありませんか。

○町長（武廣勇平君）

大変御迷惑をおかけしていると思います。3月当初の時点でこれについて気づいておれば、こうした事態は招かなかったと思っておりますし、若干誤解もあるようですけれども、条例が重なっているということではなくて、兼務体制という形で内外に伝え聞いていたところでございますけれども、実際には条例は未整備だったと。その中で10名の申請をしていたということでこの行政の不備というものがございましたので、今回気づいた時点で直ちに提案させていただきます、こうした形になっておりますが、議員の御指摘ももっともでございます、今後議会の皆さんに問題があれば、すぐにその問題について披瀝しながら解消に努めていく姿勢は変わらず持ち続けていきたいと思いますが、こうしたこれまでの兼務体制のあり方であいまいな部分があったということについては、これはかなり早い前の段階から兼務体制にされていたということですが、申しわけなく思っております。

以上です。

○3番（橋本重雄君）

先ほど吉富議員の質問の中でちょっと出てきたので、お伺いしますけれども、教育次長さんがですよ、私が今持っている条例集には載っているんですけども、これはもう置かないということに決まっているんですか。それとも、条例にはあるけど、ただ置いていないというだけですかね。それが1件と、それから、財政の担当課長にお伺いしますけれども、こういうふうで財政課としては大変予算査定するのに厳しいと思います。それで、今回この要求があったときの予算の査定はどういうふうにされたかお尋ねいたします。

○議長（大川隆城君）

答弁いかがですか。

○教育長（吉田 茂君）

3番橋本議員の質問にお答えさせていただきます。

次長の廃止につきましては、改正しております。大変申しわけないことですが、お手元の例規集の差しかえのところまで行っていないということでございますので、済みません。告

示はちゃんといたしております。

○企画課長（北島 徹君）

お答えをいたします。

査定というお話でございますが、私のほうにこの案件が参ったときには町長さんと教育長さんのほうで既にもう決定されたということで伺っておりますので、財政としては査定は行っておりません。

以上です。

○3番（橋本重雄君）

次長の話ですけれども、一応告示は終わっているということであれば、それは了解いたしました。

それから、査定の件につきましては、一応財政のほうに回ってくる場合は内容を尋ねたり、予算を上げるためにはやっぱり経費が要りますので、当然、内容について聞くのが当然だとは思いますが。

それで、やっぱり財政としては皆さんに協力を求めてずっと削減されていると思うんですよ、今こんなに予算がないからですね。それだから、やっぱり町長さんも教育長さんも、いとも簡単にこれを上げておけというような感じで持って行ってはやっぱり困ると思います、財政当局も。よく注意してですね、やっぱり絶対必要かということを真剣に考えてください。この条例を見れば、一番最初にできたときは、両方兼務ができるということで議会が認めてあるんですよ。それをどうじゃこうじゃと言われると、議会軽視になりますよ。

（発言する者あり）ちょっと待ってくださいよ。今こういう質問をしているから。（発言する者あり）

○議長（大川隆城君）

静かにしてください。

○3番（橋本重雄君）続

いや、ここに書いてあるじゃないですか。議事録にちゃんと書いてあるじゃないですか。もとのやつを一つになして、これでしていくということを書いてありますよ。これで議決してありますよ。兼務云々というのは別に問題ないじゃないですか。生涯学習推進委員になっておれば何でもされるでしょうもん、そこの中の項目でいけば。兼務兼務とおっしゃいますけれども、兼務はそんなふうなあれじゃないですよ。生涯学習推進委員になっておれば社会教育委員、これは要するに両方を兼ねると書いてありますから、当然できるですよ。

○町長（武廣勇平君）

両方兼ねることができると書いてあるから、私が言っているのは13名が10名にだれが判断して、どこが機関決定して、条例上どういう定めでもって10名申請したかが法令上問題であるというふうに申し上げております。それが問題でないというのは、私はちょっと理解でき

ません。

○3番（橋本重雄君）

それは教育委員会の内部の問題であって、それは何名出すというのははっきり決まっていないわけでしょう。それ、だから10名程度に、よその町村を見て10名程度にしておこうということで10名上げてあるわけでしょう。違いますか。

○町長（武廣勇平君）

13名が兼務ならば13名のはずです。13名が兼務するというのであれば、10名と3名、だれが減を判断して申請したか、その点が問題じゃないかと。よその町で10名で申請されているから、それでよいと。でも、この上峰町としてはそういう10名の方々、存在しないと、条例上。になっているわけですね、条例上。13名の方は兼務するというふうに明記しているのであれば、13名が申請されていなければいけないはずだと私は思いましたので、10名という形で申請しているということは問題だと思っております。

○3番（橋本重雄君）

生涯学習審議会委員さんは、定数は20名になっているんですよ。それをたまたま13名しか委員を委嘱（「社会教育委員」と呼ぶ者あり）していないだけです。（「社会教育委員ですよ」と呼ぶ者あり）いや、社会教育委員はないですもん、条例は。（「だから、兼務すると申請は」と呼ぶ者あり）

○議長（大川隆城君）

お待ちください。

○3番（橋本重雄君） 続

済みません。この条例を見てもらえばわかると思いますけれども、生涯学習審議会委員さんは20名以内ということになっているんですよ。それをたまたま13名だけしか委嘱をしていなかったということに今現在はなっていると思います。それで、その社会教育委員のほうがか負担金を出さなければいけないから幾ら出そうかということで、よその町村も聞いたら10名程度だから、それにしておこうということで納めてあると私は判断するんですけども。

以上です。

○町長（武廣勇平君）

生涯学習の委員の方については13名で結構だと思います。20名から13名。20名が定数で13名選んでいると。私が言っているのは13名が社会教育委員として兼務しているのであれば、社会教育委員も13名であるべきだと。しかしながら、10名でこれまでずっと申請をしてきて、そこに公金が流れているということは、条例上問題じゃないかと。13名が兼務するのであれば、13名だろうというところでこれを新たに条例として設けさせていただきたいと。何の間違いもないと思っています。

以上です。

○3番（橋本重雄君）

20名のうちの13名ですから、それは兼務は兼務でしょうけれども、いかに経費を少なくするかを考えれば、10名でよければ10名でいいじゃないですか。

○議長（大川隆城君）

答弁を求めるわけですが、所管は教育委員会でございます。教育長、この件について何かございませんか。

○教育長（吉田 茂君）

既往の条例で20名以内のうちに13名任命していたわけございまして、基本的には生涯学習の委員と社会教育の委員は任務が違うわけです。はっきり区別されております。したがって、今回私どものほうでも区別すべきではないかということで上程しているわけでございます。10名につきましては、近隣に合わせてではございますけれども、いずれにしても兼務ということはこちらがやっぱり検討すべきだったということを務めてしているわけです。生涯学習のほうは県のいろんな管轄のもとでの生涯学習をするわけですけど、社会教育のほうは教育委員会の行う社会教育を主体に行っていくわけです。そういった意味では、はっきり担当が区分化されています。

以上です。

○3番（橋本重雄君）

先ほども読みましたけれども、前の議会で新たに社会教育委員並びに公民館運営審議委員会にかかわる組織といたしまして、社会教育全般を見ていただくようなことで生涯学習推進協議会を新たに設置していくというものでございますということで説明してありますので、そんな説明をされても私たちは理解できませんけど。

○議長（大川隆城君）

いかがですか。（「議長、休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

ただいま町長から休憩の要請がございましたが、いかがでございましょうか。休憩を認めてよろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

異議なしと認めます。それでは、ここでまた休憩をいたします。暫時休憩。

午前10時26分 休憩

午後1時19分 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、議案審議を再開いたします。

お諮りをいたします。ただいま町長より議案第28号 上峰町公民館の設置及び管理に関する

る条例の一部を改正する条例の撤回請求書及び議案第25号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の訂正請求書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。よって、議案第28号の撤回請求の件と、議案第25号の訂正請求の件を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 議案第28号の撤回請求の件

○議長（大川隆城君）

追加日程第1. 議案第28号 上峰町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の撤回請求の件を議題といたします。

町長より説明を求めます。

○町長（武廣勇平君）

議案第28号 上峰町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の撤回について申し上げます。

本議案につきましては、財政的な見地から複数の審議会を設けることについて議員より御指摘がございましたことをかんがみて撤回いたします。

議案第25号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の訂正について。

本議案については、議案第27号 上峰町社会教育委員条例及び議案第28号 上峰町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を踏まえて、社会教育委員と公民館運営審議委員の費用弁償を設けるために上程しておりましたが、議案第28号を撤回することにより、公民館運営審議委員会委員を除き、社会教育委員の費用弁償のみいただきたく本議案の訂正をよろしくお願いいたします。

○議長（大川隆城君）

補足説明はありませんか。

○教育長（吉田 茂君）

ただいま町長から撤回訂正して提案がありましたことにつきまして補足させていただきます。

社会教育に関する多様な協働的コーディネーターとして、今回、社会教育委員につきまして提案するものであります。

皆様御承知かと存じはしますがあえて申し上げますと、社会教育委員の今日的役割として

は、家庭、地域の教育力向上に関しての積極的な貢献、また、住民の意向を行政や施策の運営に反映させるためのパイプ役としての役割、さらに、社会教育に関してのネットワークの形成、そういった役割が積極的にありますので、そういったものに携わっていただいで貢献していただくようにと願っております。新しい斬新な社会教育委員としての役割をこれから担ってもらうように要請していこうと思っています。

以上です。

○議長（大川隆城君）

教育長、先ほど補足説明ございましたが、先ほど言われましたのは、今は28号の件、公民館の設置及び管理に関する条例の撤回の関係です。吉田教育長、もう一度お願いします。

○教育長（吉田 茂君）

先ほど説明しましたものは、28条の中の社会教育委員に関するものでございます。

○議長（大川隆城君）

ちょっとお待ちください。社会教育関係は第27号ですから、先ほど議題に上がっているのは28号の撤回関係でありますから、そのことでの補足説明をお願いします。

○教育長（吉田 茂君）

28号につきましては、両方の分を上げておりましたので、平成14年度の議会の審議状況を再確認したところで撤回させていただいた次第でございます。

○議長（大川隆城君）

以上で補足説明を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第28号 上峰町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の撤回請求の件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。よって、議案第28号 上峰町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の撤回請求の件は承認することに決定いたしました。

追加日程第2 議案第25号の訂正請求の件

○議長（大川隆城君）

追加日程第2. 議案第25号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の訂正請求の件を議題といたします。

町長より説明を求めます。

○町長（武廣勇平君）

大変失礼いたしました。先ほど議案第25号についての言及をしてしまいまして申しわけございません。

以下、御説明申し上げます。

議案第25号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の訂正について。

本議案については、議案第27号 上峰町社会教育委員条例及び議案第28号 上峰町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を踏まえて、社会教育委員と公民館運営審議会委員の費用弁償を設けるために上程しておりましたが、議案第28号を撤回することにより公民館運営審議委員を除き社会教育委員の費用弁償のみいただきたく、本議案の訂正をよろしく申し上げます。

○議長（大川隆城君）

補足説明はありませんか。

○教育長（吉田 茂君）

先ほど前言いたしましたのを取り消しさせていただきまして、説明内容は先ほど申し上げた社会教育委員の役割、そういったものを踏まえてどうぞごしんしゃくいただきたいと、そう思います。よろしく申し上げます。

○議長（大川隆城君）

以上で補足説明を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第25号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の訂正請求の件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。よって、議案第25号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の訂正請求の件は、承認することに決定いたしました。

日程第3 議案第25号

○議長（大川隆城君）

日程第3. 議案第25号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

改めて質疑を行います。質疑はありませんか。

○8番（吉富 隆君）

この25号の案件につきましては、大変休憩等々ございまして非常に時間をとったわけですが、この案件につきましては、議員の皆さんの了解のもとに修正、撤回がなされたところですが、今後の対策としてどのような考えをお持ちなのか、町長にお伺いしておきたい。なぜならば、今後こういったことがないようなことで議会からは求めていく

わけでございますので、今後の方針について町長のお考えをお願いしたい。

○町長（武廣勇平君）

これにつきましては、先ほどの撤回理由としまして財政的な見地からの御意見を議員より御指摘いただいたことを受けて撤回するというところでございます。事前に議会運営委員会等により、その前において議会からの御意見、御指摘というものを事前に私どもも考慮に入れ、今後の議案の提案を行っていくべく町長部局、教育長部局ということで指導を徹底していきたいと思っております。

以上です。

○8番（吉富 隆君）

町長さんの方針どおりに実行をしていただくようお願いをしておきたいと思っております。

こういう問題が起きた原因はどこにあるのかというのをよくよく吟味していただく必要があると思います。非常に私が見た目からでございますが、町長と執行部のコミュニケーションがとれていない。今まで2年間私は議会として側面から見てまいりましたけれども、非常にその件が欠けている。その分についてもきちっとした形で、まだまだ時間がございますので、修正を図りながら議会ともコミュニケーションをとっていただいて、事前に防御策をしていただくと。そうしないと今の財政状況から見ると行政主導ですので、町長がやはり軸となって職員さん、そして議会とのコミュニケーションをとっていかない限り財政健全化にはなっていないと思っておりますので、その件につきましてはくれぐれも今後の対策として、していただくようお願いをしておきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

答弁は要りませんか。（「はい、よかです」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第25号の質疑を終結いたします。

日程第4 議案第26号

○議長（大川隆城君）

日程第4．議案第26号 上峰町税条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○5番（林 眞敏君）

この改正する条例の第22条及び第23条、これにつきましては、これは法律の改正によりなされたものなのか、あるいは上峰町がそういう事態に陥ったときにこうするかという、そこま

で先を読んだ条例なのか、そのあたりを聞きたいと思います。

○税務課長（白濱博己君）

この附則の22条、23条関係でございますが、これはさきの親法であります地方税法の一部改正が先ほど法律第30号として4月27日に公布し、同日に施行されたものでございます。それを受けまして上峰町税条例の第22条と第23条を改正する分でございます。

それで、この内容につきましては、ほかの自治体、市町も今議会で上程がなされている分ということで考えております。第22条につきましては、雑損控除といいますか、東北地方の被害の状況につきまして、その被害の状況で所得控除をすることができるということで23年度の住民税に対応していくということと、23条につきましては、住宅取得特別控除の分につきましても、その被災の家屋等がない状況の中でもあるものとして10年間で住宅取得控除の期限でございますが、残りの分につきましても該当をさせるということでございますが、ただ、我が町上峰町におきましては、該当はそうないんじゃないかというふうなことで思っておるところでございます。

以上でございます。

○5番（林 眞敏君）

この条項につきましては、必ずつくらなければいけないのか、あるいはこれから何年間上峰町に関連するからつくっているのか、あるいは近隣市町村も当然つくっているのか、あるいはつくっていないのか。また、このような事態が起こったときに、特別立法あたりでできるものなのかできないものなのか、このあたりをお伺いしたいと思います。

○税務課長（白濱博己君）

この条例につきましては、被災者に対するの救援措置でございます。その中で、もしそういう対象者がおられた場合につきましては、市町の条例を整備することによって対応することができる。もしこの条例を制定していなかったならば、その方々が上峰町でそういう税の控除を受けなくなるということで整備をしていくということで門戸を広げておるといふような状況でございます。これは特別に救済措置として地方税法の一部改正であったものですから、東日本大震災のための緊急措置ということで国の施策によるものでございます。

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第26号の質疑を終結いたします。

○議長（大川隆城君）

日程第5．議案第27号 上峰町社会教育委員条例。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○4番（碓 勝征君）

委任の第5条ですね、「この条例に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、上峰町教育会規則で定める。」という文言ですけれども、この教育会というのはどういう中身でしょうかね。ちょっと教えてください。

○議長（大川隆城君）

いかがですか。

○教育長（吉田 茂君）

碓議員の質問にお答えいたします。

大変申しわけないことでございまして、第5条のところ、上峰町教育委員会規則、「委員」が抜けております。御無礼しました。

○4番（碓 勝征君）

じゃ、これはつけ加えるということになるわけですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

○生涯学習課長（川原源弘君）

まことに申しわけないことでございますけれども、この議案第27号 上峰町社会教育委員会条例の第5条、これ漏れております。したがって、お許し願えればこれの差しかえ方をお願いしたというふうに思っております。

以上です。たびたび御迷惑かけて相済みませんことでございます。

○議長（大川隆城君）

文章が誤字脱字、あるいはこういうふうに抜けている部分が目につき過ぎます。執行部は十分に書類提出の際には再度しっかりと目を通して確認した上で提出をお願いしたいと思います。

ほかに質疑はありますか。

○8番（吉富 隆君）

今の碓議員さんの関連でございますが、誤字があったからとそのまま進んでいいものかどうか。もう本議会ですよ。修正するならするごと、きちっとした形をとらなきゃいけないようになっているはずなんです、いかがなものでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

休憩をお願いします。

○議長（大川隆城君）

ただいま町長より休憩の要請がございましたが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。それでは、暫時休憩をいたします。休憩。

午後 1 時 39 分 休憩

午後 2 時 9 分 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続き、議案審議を再開いたします。

議案第27号の上峰町社会教育委員条例、この関係につきまして、ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第27号の質疑を終結いたします。

日程第6につきましては、先ほど議案第28号が撤回されましたので、次の日程に進みます。

日程第7 議案第29号

○議長（大川隆城君）

日程第7. 議案第29号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第29号の質疑を終結いたします。

日程第8 議案第30号

○議長（大川隆城君）

日程第8. 議案第30号 上峰町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第30号の質疑を終結いたします。

日程第9 議案第31号

○議長（大川隆城君）

日程第9. 議案第31号 上峰町教育委員会委員の選任について。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○8番（吉富 隆君）

議案第31号、32号関連でございますが、教育委員さんが提案されているようでございます

が、この提案につきましては、議会の議決が要るということで提案されたと思っております。そうしますと、だれかがやめない限りは、この提案はできないものだと思っております。そうしますと、議会で議決したことにつきましては、おやめになった方の報告ぐらひは最低限度するべきではなからうかと思ひます。そうしないと、この提案については、僕は否決のほうに回ります。そうしないと、議会というものは順序があつて、自治法に基づいて議会が開催されているものと私は思ひておりますが、この件について、どのようにお考えでしょうか。お尋ねをいたします。

○町長（武廣勇平君）

議案第31号 上峰町教育委員会委員の選任についてでございます。

先般、議会運営委員会のほうではお伝えさせていただきましたが、議員の皆様方に改めて申し上げさせていただきたいと思ひます。

先ごろ、3月31日付で教育委員山本実氏が辞任をされまして、今回、時津昌昭氏、井手口出身でございます。詳細を申し上げます。住所、上峰町大字坊所2495番地の77、生年月日、昭和16年9月8日、69歳、任期、平成24年10月13日までということで、山本実氏の後任ということでございます。

略歴を申し上げますと、昭和40年3月に大分大学経済学部を卒業されまして、昭和40年4月から昭和41年2月、ゼノア新薬工業株式会社にお勤めになられました。昭和41年4月から昭和41年8月まで、フランスベッド株式会社にお勤めでございます。昭和41年9月から昭和47年3月、市立福岡第一商業高校教諭をお勤めになられ、昭和47年4月から平成9年3月、佐賀県立高校教諭、佐賀商業、鳥栖商業、伊万里商業で教鞭をとられておられます。平成9年4月から平成12年3月まで、唐津商業高校教頭をお勤めになられ、平成12年4月から平成14年3月、県立豊学校の教頭、平成14年4月から平成15年3月まで、鳥栖商業高校の再任用教諭として勤められまして、平成15年4月から平成17年3月まで、神埼清明高校の講師としてお勤めになられたキャリアをお持ちの方でございます。

大変山本実氏の辞任につきましては、御報告ただいまさせていただきましたけれども、時津氏につきましては、高校教諭として教頭もお勤めになられておりますし、教育全般にかかわり造詣が深い方というふうに理解をしております、皆様方に御提案を差し上げているところでございます。

以上です。

○8番（吉富 隆君）

時津さんの学歴とか職歴をお尋ねは僕はしておりません。議会の議決で山本氏についても、議会が承認して初めて教育委員になられるわけでございますので、おやめになったならば、一括上程のときぐらひはやはり議会の中できちとした説明をするべきではないのかとお尋ねをしておりますので、その件について、御答弁をいただきたいというふうに思ひます。

○町長（武廣勇平君）

一括上程の際に山本氏の辞任ということも含めて説明すべきだったという御指摘につきましては、大変申しわけなく思っております。

ここで改めまして、山本氏の辞任の御報告を添えながら、時津先生の御提案を差し上げたいと思っております。大変御迷惑をおかけいたしました。申しわけございませんでした。

○8番（吉富 隆君）

町長さんの頭下げんさつきですよ、いろいろと言うこともいかなものかと思いますが、6月の定例会を見ますと、本当に教育委員会問題で、これだけの暫時休憩をとらなきゃならないというようなことに、やはり私は疑問を持つし、今後、本当に大丈夫なのかというようなことも考えるわけでございまして、今ここで質問をされて、申しわけなかったで済む問題ではない。これは議決事項でございます。今までは、規約等々についてでもコミュニケーションをとるべきであるということも同僚からもいろいろ出てきておる中で、これはやっぱりきちっとしていただかないと、本当に職員の皆さんに大変申しわけないけれども、本当に我々の町が今どこにどういう位置にあるのか。頑張っている職員さんもおられるのはわかっておりますが、やはり定例会前ぐらいにはきちっとした形で協議をしていただかないと、こういう問題が起きます。きちっとした形で町長さんの御指導を、今後も要望を強くしておきたいと思っております。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

○5番（林 眞敏君）

今、町長から略歴を申し述べられましたけれども、次の原楨氏、これについても、我々は本日これを承知したということで、この人の略歴、人となりは、これは我々はどこまで承知することができるかということについて。

時津氏ですかね、この方について、我々は本日聞きました。本日聞いて、あさっては議決と、このような状態では我々に情報は全くないと、ないのに、この人を選んだから承認しろと、これじゃ、やはりちょっと我々は時津さんについてどの程度認識あるか、あるいはある方もおられます。しかし、私には全くありません。ないのに議決権を持っていると、これでは非常にまずいんじゃないかと思えます。やはりこの人を我々知ってこそ初めて委員として適格か不適格かと、あるいは——不適格というのはまずいです。言い方悪い、訂正しますが、適格なのか、あるいはほかに人がいないのかとかいうこのような条件まで、私どもが頭の中に整理できるものをください。

以上です。

○町長（武廣勇平君）

先ほどの山本氏の辞任につきましても、今回の誤字脱字につきましても、事前のチェック、

そして議会の皆さんの御意見をしんしゃくしながら提案できていたかということも含めまして、今後は庁内部での課題とさせていただきたく存じます。

この時津先生につきましては、今申し上げましたけれども、これまで県立の高等学校をお勤めになられ、教鞭をとられ、造詣も深いということで、十分に有能な方だということで御提案を差し上げております。どうぞよろしく御審議いただきたいと思います。

以上です。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第31号の質疑を終結いたします。

次に進みます。

日程第10 議案第32号

○議長（大川隆城君）

日程第10. 議案第32号 上峰町教育委員会委員の選任について。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○1番（原田 希君）

この原榎さんに関しても、経歴等をよければ御説明お願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

議案第32号 上峰町教育委員会委員の選任についてでございます。

氏名、原榎裕子氏、中村地区でございます。住所が上峰町大字江迎1580番地の1、生年月日が昭和37年1月7日、49歳ということでございます。任期が6月の教育委員会後4年ということになります。

略歴を申し上げます。昭和58年3月、佐賀女子短期大学児童教育学科卒、昭和58年9月から昭和59年3月まで、基山小学校の講師7カ月間お勤めでございます。昭和59年4月から昭和60年3月まで、北茂安小学校講師12カ月間でございます。昭和60年9月から昭和61年3月、東脊振小学校講師7カ月間でございます。昭和61年7月から昭和62年3月まで、鳥栖小学校の講師9カ月間でございます。昭和62年9月から昭和62年10月まで、北茂安小学校講師2カ月間でございます。昭和62年12月から昭和63年3月まで、北茂安小学校の講師4カ月間でございます。昭和63年6月から平成元年3月まで、東脊振小学校の講師を務められ10カ月間でございます。平成元年4月から平成2年3月まで、中原小学校の講師12カ月間お勤めでございます。平成2年4月から平成2年11月まで、東脊振小学校の講師を8カ月間お勤めで、平成2年12月から平成3年3月まで、神埼町立西郷小学校の講師を4カ月間お勤めでございます。平成3年4月から平成4年3月まで、上峰小学校の講師12カ月間でございます。平成4

年7月から平成5年3月まで、中原小学校の講師を9カ月間お勤めございまして、平成5年4月から平成5年11月まで8カ月間、中原小学校の講師、平成6年9月から平成7年8月まで、同じく中原小学校の講師を12カ月間お勤めになられ、平成7年9月から平成8年3月まで、千代田町立西部小学校の講師を7カ月間お勤めの後、平成9年4月から平成10年1月まで、麓小学校の講師を10カ月間お勤めになられ、平成10年4月から平成10年5月まで、神埼町立西郷小学校の講師を2カ月間お勤めございまして。平成10年6月から平成10年7月まで、三神教育事務所非常勤講師を2カ月間お勤めになられた後、平成10年11月から平成11年3月まで、上峰小学校の講師を5カ月間、平成11年4月から平成12年1月まで、合わせて上峰小学校講師を10カ月間お勤めになられた後、平成13年4月から平成14年3月まで、神埼小学校の講師を12カ月間お勤めになられ、平成15年3月から鳥栖市基里小学校の講師1カ月間、平成15年4月から平成16年3月まで、同じく基里小学校講師を12カ月間、平成16年4月から平成17年3月まで、三田川小学校の講師を12カ月間お勤めになられ、平成17年4月から平成18年3月まで、千代田町立西部小学校の講師を12カ月間、平成18年4月から平成19年3月まで、鳥栖小学校の講師を12カ月間、平成20年9月から平成22年3月まで、神崎市立千代田西部小学校の講師を7カ月間、平成22年4月から平成23年3月まで、神崎市立仁比山小学校講師として12カ月間お勤めの経歴をお持ちございまして、以上、上述しましたように上峰小学校の講師もお勤めになられ、また主婦としての、また保護者としての御意見をお持ちで、教育に熱心な方であるということ、またあわせて、三神教育事務所にもお勤めになられた経緯があるということで、まさに有能な教育についての造詣の深い方というふうに認識しております、御提案を申し上げます。

大変申しわけございませんでした。詳細につきましては、冒頭の一括上程の際にお伝えすべきだったという御指摘は、先ほど来申し上げますように、そのとおりだと思っております。申しわけございませんでした。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第32号の質疑を終結いたします。

日程第11 議案第33号

○議長（大川隆城君）

日程第11. 議案第33号 平成23年度上峰町一般会計補正予算（第1号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○9番（中山五雄君）

3点ほど質問をしたいと思います。

9ページの節の13. 委託料、人材育成事業ということで、自殺対策ということで、ここに100千円上げておられますけれども、これはどういうことをされておりますかね。

○健康福祉課長（岡 義行君）

この分につきまして、県の補助金がありまして、その部分が3ページの県支出金、県補助金の中の民生費補助金の自殺対策緊急強化基金事業ということで300千円上げております。

この人材育成事業の委託料ということで上げておる100千円なんですけれども、これにつきまして、民生児童委員協議会のほうに委託をしまして、研修をしてもらうということで計画しております。

それから、残りの200千円につきまして、需用費の4の印刷製本費、この分で202千円、これを上げております。これを合わせまして302千円ということで、自殺予防対策の事業をやっていきたいと思っております。

以上です。

○9番（中山五雄君）

民生委員の方が指導をされておると、どういう指導をされておりますか。

○健康福祉課長（岡 義行君）

民生委員のほうに、この人材育成のために民生委員が勉強をしてもらうということで、指導じゃなくて民生委員の自己研さんということで、勉強してもらうということで、その委託をしております。

○9番（中山五雄君）

民生委員さんが勉強ということですね。はい、それはわかりました。

そしたら、このままいいですか。

○議長（大川隆城君）

はい、どうぞ。

○9番（中山五雄君）

16ページの子ども手当とここで上がっておりますけれども、これは、今、上峰町内に子ども手当もらっている方は何名ほどおられますか。

○住民課長（福島日出夫君）

723名でございます。

○9番（中山五雄君）

723名ということですね。これ1人頭、今幾らやったですかね。

○住民課長（福島日出夫君）

13千円でございます。

○9番（中山五雄君）

あとは17ページの使用料及び賃借料ということで、魅力ある学校づくり、これはどういう

ことをされておりますか。

○教育課長（小野清人君）

魅力ある学校づくり推進事業というのが県の補助金でございます。昨年度もございまして、2カ年目の事業になります。

これにつきましては、小学校5年生が1年間を通して、大豆を栽培し、それを収穫し、豆腐づくり、みそづくり、そういうものを行っていく事業でございます。

賃借料ですね。116千円の賃借料につきましては、豆腐づくり工場を見学するために、5年生の児童がバスを利用して豆腐工場に行くと、そのバスの賃借料でございます。

以上です。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（大川隆城君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（吉富 隆君）

歳出の3ページ、款の6. 補正金額13,340千円、補正をされております。その中身について御説明をお願いいたします。

○議長（大川隆城君）

3ページでしょう。（「歳入歳出の。説明書きのほうじゃないよ」と呼ぶ者あり）いかがですか。（「農林水産業費の補正額」と呼ぶ者あり）歳入歳出補正予算表の歳出の部分の農林水産業費ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）ということであります。

○振興課長（江崎文男君）

ただいまの質疑でございますけれども、農林水産業の歳出の説明でございますけれども、説明書の12ページをお願いしたいと思います。

項の1の農業費、目の農業委員会費及び2の農業総務費については、人件費等の補正になっております。

また、13ページの農林水産業費、1の農業費、3の農業振興費の消耗品の17千円でございますけれども、この17千円につきましては、歳入の3ページ、款の15. 項の2. 目の4. 農林水産業費補助金といたしまして、節の1の農業費補助金、環境保全型農業直接支払等の推進交付金ということで、上峰町内におきまして、農薬を半減して耕作する方についての事業が、ことしから始まっているところでございます。

そういう中で、今現在、町内においてはお二人様がこの事業で、要するに農業をされている方がおられるんですけども、その分の事務費として、県のほうから町のほうに来ている分でございます。この17千円について、先ほどの支出のほうの13ページについて、一応消耗品という形で予算化をしているものでございます。

続きまして、6の農林水産業費、項の林業費、目の林業振興費でございます。委託費が

1,500千円、工事請負費が10,500千円あります。これにつきましては、森林基幹道九千部山横断線の2年前に災害等で崩れておりますのり、または舗装のクラックが入っている箇所がございます。その復旧という形で、今回、委託料として1,500千円、工事請負費として10,500千円、予算化をしております。

これにつきましては、歳入のほうの3ページ、款の15. 項の2. 目の4の節の2の林業費補助金という形で、県のほうより、県単林道事業（改良）という形で、先ほど言いました事業費の40%の補助金が入っているところでございます。

農林水産業費の説明は以上でございます。

○8番（吉富 隆君）

新しい事業、農業に対する問題で、これは理解をいたしました、林道の工事についてでございますが、40%の補助というのは当初説明をいただいておりますが、あとの残りの財源についてはどのようにされておられますでしょうか、お尋ねいたします。

○企画課長（北島 徹君）

平成23年度の一般会計の予算上は一般財源ということにしておりますけれども、ここについては、非常に上峰町が財政的な問題で手をつけ切れないというような御相談も平成22年度中にしておりましたので、平成22年度において、佐賀県のほうから支援をいただいております。

以上です。

○8番（吉富 隆君）

残りの財源、御支援をいただいておりますという御答弁ですが、御支援をいただいとるなら歳入のところにその財源はあるわけでしょう。今、北島課長の説明では、県から御支援をいただいておりますということであれば、歳入のところに上がる必要があるであろうと僕は思いますし、また、請負金額が10,500千円ということでございますが、これは設計費も入っているんですか。

○振興課長（江崎文男君）

私のほうからは、先ほどの質疑の中の設計費ということですが、設計費については、同じく歳出の13ページのところに委託料の1,500千円という数字を上げております。これが発注するための設計費でございます。下のほうがそれに伴う工事請負費、合わせて12,000千円が事業費ということになります。

○8番（吉富 隆君）

この林道の補修工事につきましては、大変問題のあった懸案であって、これを解決するようなことでいろいろと言う気はございませんが、財政の折に、60%の財源の行方を知りたかったから質問をしているところでございますが、県からおいただきをしているということであれば歳入で上がってきているはずですが、上がってきておるのでしょうか。

○企画課長（北島 徹君）

この件に関しましては、非常に表現が私もしにくい部分もございますが、平成22年度にいただいておりますので、その平成23年度予算といたしましては、一般財源ということになってくようかというふうに思っております。

○8番（吉富 隆君）

そういう大事なことは、我々議会にもお話をさせていただいておれば質問する必要もなかったんですが、何一つ御説明はなかったわけですので、この問題については、大変私も議長をさせていただいている中で、県との議論も重ねてまいったところがございます、非常に我々の町には短い区間でありながらも取りつけ道路がないということで、町長と議論しながらここまで工事をしなかった経緯がございます。あとは町長の力でそういった補助金をお取りになったということは自慢していいことなので、議会にもお知らせをしていただくことが望ましいことであろうと思います。大変いろいろな問題等々あるようでございますが、これ以上のことは私も質問しませんが、これに伴いまして、ちょうど雨季時期になったので、がけ崩れ等々もほかに上峰地区内であるようでございますので、万全を期してパトロール等々についても御配慮をいただければというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

○9番（中山五雄君）

ちょっと、もう1つお尋ねします。

6ページの款の2の総務費の中の目の13の施設管理費、節の11の需用費、これは説明欄の修繕料で金額が小さいですけれども、118千円ですか、これはどこの分ですかね。

○企画課長（北島 徹君）

この修繕料につきましては、婦人の家のほうにデジタルテレビをいただきましたので、当初は映るだろうということで実際に映りましたが、デジサがあたりの調査をしていただきましたところ、アンテナが老朽化しているということで、その婦人の家のアンテナの変更ということでございます。

それと、前牟田学習等施設の警報装置というものが外に、外部に出ている部分がございます。これがもう老朽化して、交換をしないと装置の働きを得ないということでございましたので、そこを修繕したいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○9番（中山五雄君）

今、婦人の家のアンテナの変更と、これは取りかえ（「はい、修繕、取りかえです」と呼ぶ者あり）修繕ですか、取りかえですか。

○企画課長（北島 徹君）

濟みません。一応取りかえといいますか、アンテナ自体は取りかえますけど、高さあたりは、その支柱を利用して下げたほうがいいという、1メートルほど下げたほうが一番いいだろうというお話でしたので、アンテナの部品は購入しますけれども、一体的に修繕ということをお願いしたいというふうに思っております。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

○4番（碓 勝征君）

6ページです。交通安全対策費のカーブミラーの新設工事ということで、360千円ですかね。これは当初予算で180千円上がっておるようでございますけれども、この基数ですね、何基の分か。

それと、これの要望等につきましては、あくまでも区長さん経由ということですかね。

それと、もう1点、防犯対策費の防犯灯32千円ですかね。これについては何カ所分でしょうか。お尋ねします。

○総務課長（池田豪文君）

この件につきましては、月曜日の一般質問の中で、橋本議員さんから御質疑の際にお答えしましたが、今度をカーブミラーの件で補正をさせていただく分は、シングルの4基分でございます。

それで、この件につきましては、先般申し上げましたように、JAから9基分、御寄附いただくと、そういう話がございます、それまでも5基分の御要望は区長さん方から上がってきておりました。それで、5月の区長会の際に、区長さん方に残りの基数の分の調査をしましたところ、14地区の区長さんから要望が上がってきたものですから、現地確認等したところで、不足分につきまして補正をお願いして、JAと合わせたところで設置させていただきたいと思って、今度、今回補正をさせていただいたところでございます。

また、防犯灯の件につきましては、これは箇所数は1カ所分でございます。

以上です。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

○4番（碓 勝征君）

16ページの児童育成費ですかね。学校パトロールの保険料、これの対象者と申しますか、どういう内容になっていますかね。

○教育課長（小野清人君）

昨日、碓議員の学校パトロールという一般質問の中でお答えを申し上げましたとおり、平日の午前中、学校パトロールをお願いいたします老人クラブの有志の方々の保険料でござい

ます。24支部から4名、96名、それと、今現在単独でお見えになっている方が数名いらっしゃいますので、100名の280円というふうなことで計算をしております。

以上です。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

○3番（橋本重雄君）

15ページの土木費の中の賃金、824千円、それと、次のページ、16ページの教育費の中の同じく賃金の1,098千円、これの中身について説明をお願いします。

○振興課長（江崎文男君）

まず初めに私のほうからは、土木費の住宅管理費の7の賃金ですけれども、今現在振興課の管理系のほうに女性の職員が1人おりまして、その方の産休代行という形をお願いしているところでございます。

○教育課長（小野清人君）

私のほうからは、16ページの教育費、教育総務費、事務局費の7の賃金の分の御説明を申し上げます。

教育委員会教育課でございまして、昨年までは5名、うち1名は行2の職員でございまして、行1職員としては4名、昨年からは子ども安全課と教育課、兼務をしておりました。ことし4月1日の機構改革で子ども安全課はなくなり、教育課と統合されたわけですが、現有職員が1名減となっております、その分を臨時職員で補うということで予算要求をしております。

以上です。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（大川隆城君）

ほかに。

○5番（林 眞敏君）

今の同じページで、偶然先に橋本議員のほうに質問されましたけれども、節の2の給料、教育長の減俸は859千円、それと、今の臨時職員等賃金、これは関連性があるんですか。それとも、全く関連性はなくて、教育長の給料の削減がなかったら臨時職員も採用できなかったという、この関連性はあるんですか、ないんですか。

○総務課長（池田豪文君）

まず、教育長の給与につきましては、15%カットしたところで、それで1年間分を減額させていただいているものでございます。それで、臨時職員の賃金については、先ほど小野課長が申したとおりでございまして、その関連性はございません。

以上です。

○5番（林 眞敏君）

そうすると、教育長の件がなくても臨時職員というのは全く変更はないと、このように考

えていいですか。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（吉富 隆君）

今の橋本議員さんの関連でございますが、臨時職員で対応するという事は、それなり理解も私はしておるところでございますが、6月補正で上がるのに疑問を持っています。これは計画性がない。3月の定例会で計画を持って予算を組むべきであろうと思います。これは先にわかっていることですよね。産休にしろ、小野課長のところの臨時職員にしろですね。こういう予算の組み方が本当にあっていいのかと、再三再四こういうことを申し上げておりますが、今後については、やっぱりこういうことがないようなことで予算を組んでいただきたいと。これはわかっていることですもんね、産休もですね。当然臨時職員が要ると。それから、課の統合による人員の減についても、正規職員が足りないとうことでの臨時職員の採用だと思えます。それはそれとして理解をするところでございますが、計画性を持った予算計上が必要であろうと思います。困ったから補正と、補正ができるからそれでいいということではないと僕は思います。基本的に財政健全化に議会は質問をしておるところでございますので、それに沿うような予算措置をやはり順守をしていただきたいと、強く要望をしておきたいと思えます。

○議長（大川隆城君）

答弁は要りませんか。（「はい、要りません」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はありませんか。

○2番（寺崎太彦君）

19ページの教育費の目の2の体育施設費の節の18の備品購入費ですか、これは何を買われたんですか。

○生涯学習課長（川原源弘君）

備品購入費、社会体育の備品ということで108千円計上しています。これは卓球台のことでございます。現在、体育センターのほうに卓球台がございますけれども、一番古いのは昭和51年度に1台購入した分がございます。それが老朽化したものですので、それを1台購入したいというふうに思っています。

以上です。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

○3番（橋本重雄君）

予算書の添付資料で、平成22年度の上峰町一般会計繰越明許費の繰越計算書がついているわけですがけれども、私ちょっとこれを見まして、こんなにやっぱり一般財源を投じてやらな

ればできなかつたかなと思つた分がありましたので、ちょっとお尋ねいたします。

その中の土木費の道路橋梁費、地域活性化・きめ細かな交付金事業の中で、事業費が11,716千円、それで、国庫補助金が4,500千円です。一般財源が7,216千円ということで上がっていますけれども、この道路については大体防衛省の避難道路だと思ふんですけれども、防衛省の予算で行えば75%ぐらいは補助金があると思ふし、それにまた起債がつきまして、起債の残につきましては、特別交付税のほうで算入されるというシステムになっていたようなんですけれども、今はちょっとどんなふうか私もわかりませんが、やはりこういう一般財源を投じてでも今しなければならなかつたのかなというふうに疑問を感じましたので、ちょっとお尋ねしておりますので、町長でも担当課長でもよろしいですので、施行しなければならぬという理由をお伝えください。

○振興課長（江崎文男君）

先ほどの橋本議員の質疑ですけれども、もともとあの2号線につきましては、議員おっしゃるとおり、防衛省の補助ということで75%、残りについては起債ということで、その事業でやっていたものでございます。

その事業の中において、今回お願いしていますところについても、その事業の中には入っていましたけれども、中山光吉さんのところについてはいろいろな諸事情がありまして、その事業ではできなくなつたと、要するに事業が平成20年度で一応完了ということになっておりましたので、それまでには土地の相談ができなかつたと、その理由につきましては諸事情いろいろあるんですけれども、そうすることによって、残りについては単費の事業ということですので、なかなか単費ということにつきましては、もちろんこのような財政の中で、議会のほうも1回上程したとについては、いろいろ議会から厳しい意見もございまして、できなかつた理由もございまして、

そういう中で、今回、きめ細かな交付金事業ということで国からの交付金事業がありまして、道路工事については、このきめ細かな交付金事業を100%利用できるという中で、国庫補助金のところの4,500千円につきましては、道路改良のほうに回しております。そう言いながら、土地の購入費及び補償費等につきましては、このきめ細かな交付金の対象外ということになりますので、申しわけないんですけれども、その土地代及び補償費については、一般財源で今回お願いしているところでございます。

以上です。

○議長（大川隆城君）

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第33号の質疑を終結いたします。

日程第12 議案第34号

○議長（大川隆城君）

日程第12. 議案第34号 平成23年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番（碓 勝征君）

4ページの特定健診ですかね。これは当初予算で4,425千円計上されておりました。今回1,435千円ということでございますけれども、事業量がふえたのか、対象内容ですね、そこから付近わかったら教えてください。

○健康福祉課長（岡 義行君）

当初予算での計上につきまして、特定健診の健診事業費でございます。今回、補正でお願いしているのが、この特定健診の後の特定保健指導業務の委託のほうでございます。その分で、動機づけ支援、それと積極的支援、この部分を委託しまして、生活習慣の改善のためにとっております。

以上です。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第34号の質疑を終結いたします。

日程第13 議案第35号

○議長（大川隆城君）

日程第13. 議案第35号 平成23年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○8番（吉富 隆君）

補正額が29,800千円、上程をされております。内訳について御説明をお願いしたいと思っております。

○振興課長（江崎文男君）

今回の補正内容につきましては、坊所処理区の機能強化事業ということで、当初予算においては、基本設計の3,000千円を計上いたしておりました。しかしながら、本町といたしましては、この機能強化事業が緊急性があるということで、本年度、実施設計までお願いしていた経緯がございます。

そういう中で、昨年度の当初予算の策定のときには、基本的には基本設計のみという形で県との協議を終わっておりましたけれども、皆様御存じのとおり、交付金事業という形で、

今現在、国のほうから一括交付金という形で県のほうにおりてきております。そういう流れについては、もう来年度以降については、直接町のほうへの一括交付金という流れもあるようですけれども、今年度に至っては県のほうへの一括交付金という中で、県のほうから一括交付金の来た中から、うちのほうで県のほうにお願いしていました基本設計と実施設計、その実施設計分を、この一括交付金の中から県のほうとしては本町のほうに予算化するというお話がありましたので、今回、6月議会において、この30,000千円の実施設計、半分が補助金という形で、歳入のほうについては、地域整備交付金として15,000千円の歳入補助金を予定しておるところでございます。

また、残りの補助残の9割については、事業債という形で下水道事業債を今回14,800千円予算化しております。

歳出のほうについては、先ほど説明しましたとおり、その機能強化事業の実施設計分といたしまして30,000千円計上しているところでございます。

以上です。

○8番（吉富 隆君）

御説明をいただいて理解はしたものの、起債額、町債が出ておりますね、14,800千円かな。これも理解はしておりますが、実施設計をされて、24年度に本設計をされる予定でございますか。それが1点と、総額でどのくらいの金額の予定をされておりますか。それと、緊急性の理由をお尋ねいたします。

○振興課長（江崎文男君）

まずは、来年度以降の計画ですけれども、今年度、23年度においては基本設計と実施設計、24、25年度で工事、26年度で施設の機能調整という形で、4カ年で計画しております。全体事業費としては約590,000千円を見込んでいるところでございます。

それと緊急性につきましては、今現在、計画人口が2,860人という計画での坊所処理場になっております。そういう中で、平成11年4月に供用をして以来11年が経過している中で、坊所処理区についての人口増加が目に見えてふえているわけでございます。また、事業所の加入という中で、今回、処理人口的に計画していますが、2,860人に対して4,272人という計画にしなければならないという結果が出ております。

そういう中と、あとは計画の流入の水質でございます。先ほど申し上げましたとおり、人口増または事業所の加入という形で、基本的にはBOD200ミリグラム・パー・リットルの流入水質に対して、最悪のときが、平成18年の11月に200に対して330ミリグラム・パー・リットルというような、悪い流入の水質で汚水が施設内に入ってきておるのが何回かございます。そういうふうな理由で、今回、この坊所処理場については、緊急性があるという判断において国のほうに申請しているわけでございます。

以上です。

○8番（吉富 隆君）

非常に詳しく御説明していただきまして、理解はいたしました。4年間で計画、約6億円の予算が必要だということですが、うちの町からの持ち出し金額等々についてはどのように計画されとつでしょうか。

○振興課長（江崎文男君）

先ほど説明しました事業費の合計が590,000千円ということで、今試算をしているところでございますけれども、590,000千円の半分の290,000千円が国庫補助金、起債が267,700千円、一般財源が32,300千円の、合わせて590,000千円で今計画しているところでございます。

○8番（吉富 隆君）

本当に農集排と下水道の違いが、ここで浮き彫りになったような感じを受けております。

我々の町では農集排を選択されて今まで来たわけでございますので、こういった機能強化についてはやらなくてはいけないと、私も理解をいたします。しかしながら、財政非常に厳しい中で、また、これだけの起債をするということでございますので、長期間にわたっての事業でございますけれども、償還金等々の問題については不備のないようなことでやっていただきたいと思っております。

どうしてもいたし方ない事業というのが、こういうふうに出てきますので、日々そういった危機感を持った行政運営が望ましいと思っておりますので、その件につきましても、町長を軸としたところでコミュニケーションをしっかりとっていただいて、財政健全化に向けて御努力方をお願いして、質問を終わらせていただきます。答弁は要りません。

○7番（岡 光廣君）

先ほどの関連ですけれども、この機能強化を実質的に工事を24年、25年ということに進められるということですので、一番問題になるのがこの能力の問題ですけれども、実質的に耐用年数ですね。今現在、この計画の段階で実施設計に入っていられるわけですけれども、耐用年数のめどですか、例えば、最低10年ぐらいいは見ておられると思っておりますけれども、その辺の状況をお願いしたいと思います。

○振興課長（江崎文男君）

耐用年数ですけれども、基本的には処理場、要するに集合の下水の処理と一般家庭の戸別の合併浄化槽、その事業費を対比するために数式があるんですけど、その数式でいきますと、基本的には50年間ということでの計算をするんですけども、実際の耐用年数というのはあくまでも機器的に、ポンプとかいろいろなものでありますので、一概に全体的な50年とか何十年かという耐用年数が、そのまま処理場全体での耐用年数じゃちょっと違いますので、その機器ごとの耐用年数は、ポンプであれば10年とか何年とかありますけれども、全体的な計算的なものは基本的には50年とかで一応計算をしていくようです。

○7番（岡 光廣君）

問題は、この維持管理によっても多少いろんな面で影響してくるというふうに思いますけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○振興課長（江崎文男君）

おっしゃるとおりでございます。維持管理のやり方によって、その処理場そのものじゃなくて、今私が言いました1個1個のポンプとかそのような形での施設に影響がございます。また、その管理だけじゃなくて、皆様方からの流される流入水の中に結構流してはいけないものが入っております。そういうものにおいても、そのような機械設備等の故障の原因等にもなります。それもあるんですけれども、先ほど一応御説明しました一番は、要するに、今、計画人口が2,860人を計画しておりましたけれども、これがもう11年で4,200人近くの計画人口にしなければいけないような形になっております。それは、あくまでも人口の増加、それと、要するに施設の加入ですか、そういうふうな理由での今回は機能強化という形になっておりますので、この計画人口においても、今まで以上のような形で、約1.5倍以上の計画人口しておりますので、その計画人口においてはある程度大丈夫かと思えます。先ほど御指摘がありましたように、あとは管理、維持関係において耐用年数を延ばすということも考えておりますし、2日前ぐらいに言いました低コスト型の事業、それによって維持管理の平準化ということも考えながら維持管理に努めていきたいと思っております。

○7番（岡 光廣君）

最後ですけれども、この人口、2,860人が4,272人というふうな推移、今計画をされておりますけれども、これは長期的な計画、総合計画の中の目標、例えば1万人というほぼその計画を恐らく今後正式にされていくと思えますけれども、町長、この辺について、その兼ね合いというものは十分考えた中で計画されているかどうか、町長のほうのお考えをお聞きしたいと思えます。

○町長（武廣勇平君）

総合計画、23年度までに1万人ということで、従前の計画に定めておられたということです。今後のまちづくり計画については、そうした目標については、社会保障・人口問題研究所の統計でございますように、人口減少はもう近い将来起きる確実な未来ということで、目標を定めるか否か、今協議中でございます。

その中で、この機能強化については、供用人口というものと今現在の加入者というもので、直ちに実施しなければいけない事業という判断をしておりまして、その目標人口というものと関連させているわけではないというふうに理解していただければと思います。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑ありませんか。

○9番（中山五雄君）

関連ですけれども、先ほど耐用年数が50年ということでは言われましたけれども、坊所住宅、

あれは無風なときでも、特に南風のときは、あの坊所住宅の中に入っていたら、これは非常に臭いです。その辺の機能強化、これはもう機能強化で1.5倍と、こうなっておりますけれども、耐用年数でこの辺のやり方というのは、今、何の対応もしていないんじゃないかなと、あれは年数がたってきたらセメントはほとんどしみ込んで外ににおいがすると思います。その辺の対応は今後どのようにされるものか。

○振興課長（江崎文男君）

先ほどの中山議員の質疑なんですけれども、確かにコンクリートの耐用年数等もございます。そういう中で、ことし、先ほどお願いしました実施設計の中で、また基本設計の中で、コンクリートについての調査もいたします。そういう中で、クラック、中の防水防食等が今の状態では危ないということになりますと、その実施設計の中でそれも補強していくという形にしております。

また、においにつきましては、今現在、脱臭装置もつけております。ただ、今の脱臭装置も11年以上たっておりますので、その脱臭装置の機能ができているか。それもまた、基本設計、実施設計の中で調査して、来年度以降の工事の中で反映していくつもりでございます。

○9番（中山五雄君）

あそこの防水と言われますけど、防水がどのくらいの程度で防水をされているものかですね。もうほとんどにおいが外に漏れている状態じゃないかなと思いますけれども、いかがですか。

○振興課長（江崎文男君）

基本的には、においと防水防食とは、基本的には関係がないわけじゃないんですけれども、防水でにおいをとめるんじゃなくて、基本的には脱臭装置でにおいを先に吸い上げて、においがしなくなるような装置がありますので、もし外のほうでにおいがするという話になりますと、基本的には脱臭装置のほうの機能が低下しているんじゃないかなと思っております。

また、それもあわせながら、もちろん先ほど言いましたコンクリートの状況も調査をしながら、来年度以降の工事に反映をさせていきたいと思っております。

○9番（中山五雄君）

脱臭装置というのは、もう24時間ぶっ通しかけられているものだと思いますけれども、これは、生コンというのは、古くなってきたらかなりな防水をやっても外に自然としみてるんですよね。だから、その辺の対応、外からの防水加工をやるものかですね。あの辺の住宅あたりそばを通ただけでも、時期的にもよりますけれども、異常においがする時があります。それはもう職員の皆さんたちも気づいておられるかと思っておりますけれども、あそこの中に入っている人が、ほかにかわられるならばかわりたいというぐらい臭いときがありますよという意見も聞いております。その辺の住宅の幾ら家賃を取っているからといっても、意見を聞いて、その辺をやっぱり対応をするべきじゃないかと、そのように思いますけれども

も、それと1.5倍と、機能強化ということになっておりますけれども、その1.5倍と、これは11年で今のあれができなくなったと、約6億円かけて今度やるということで、例えば、これは1.5倍して幾らかしか効果が上がらなかったら、2倍やったほうがましじゃないか、1.5倍やなくて2倍にしてですね。だから、その辺の考えはいかがですかね。

○振興課長（江崎文男君）

私が1.5倍と言いましたのは、単純に計画人口、今の計画人口が2,860人、そして、今回の計画人口が4,270人という形になっております。これの算出においては、過去10年間の人口推移を、将来10年間を見据えたところでの人口算定をいたします。それと、今企業——企業といいますか、一般の事業所ですね。事業所のところも加入をされております。そのような形を人口換算して4,270人という数式が出ておりますので、あくまでもこの事業をするためには計画人口を出して、その計画人口に合った施設をつくるというのが基本ですので、そのような形で行きたいと思っております。

○9番（中山五雄君）

基本的には10年間と言われますけれども、今の上峰の財政の状況で、10年ごと6億円からの金をかけていけるかなと。その辺も少し前に進んだやり方をやったらどうかなと思いますけれども、もうそれは補助関係があってもどうしてもできないということだったらどうしようもありませんけれども、事業者あたりを、今後あの辺も宅地化されて、企業あたりも上峰町もどンドン呼んでやらなくちゃいけないと思いますけれども、そういうふうに呼んだ場合には、あんな企業あたりは入れませんよと言わなくて、入れられるような体制をとるべきじゃないかなと思いますけれども、いかがですかね。

○振興課長（江崎文男君）

まず申し上げたいと思っておりますけれども、この4,270人という計算式は、もともと今坊所処理場がございまして南、加茂の交差点あたりに新興住宅がふえております。あれにつきましては、基本的には今現在、江迎処理区のほうに送っている分でございます。ただ、江迎処理区の計画をしたときに、あの加茂の交差点の分譲地の計画がございませんでしたので、江迎処理区においても、あの加茂の交差点の分譲地の分が今行っている状態ですので、江迎処理区も結構な量の汚水が行っております。

そういう中で、今回、坊所処理区の4,270人につきましては、今行っている江迎処理区の加茂の交差点の新興住宅を今回坊所処理区の中に取り入れて、そこまでしたところでの計画でございます。そういう、それをすることによって、江迎処理区の機能強化を長引かせる、または機能強化をしないような形もとっておりますので、上峰町総合的なところでの農業集落排水事業という計画を行っているところでございます。

そういう中で、事業所についてなんですけれども、計算的にはこの農集排につきましては、事業所は現況の事業所までを入れる計画でございます。一般の家につきましては、将来的に

10年後を見据えたところでの計算ができますけれども、事業所につきましては、10年先の事業所の件数がなかなかできません。基本的には事業所については、今現在の事業所での算式しか計画人口には反映できません。といいながらも、処理槽については、なるべく計画いっぱい処理槽——処理槽といいますか、水槽の大きさにはしていきますけれども、なかなか大きな事業所について、上峰町に来られたときに加入ができるかといいますと、それは、そのときそのときどういうふうな事業所が来るかによって、お断りするときもあれば、その事業所の大きさによっては加入してもらおうというようなところで、事業所については、その都度その都度の一応考え方でいかねばならないかと思えます。

○9番（中山五雄君）

先ほど江崎課長の説明で、江迎地区あたり機能強化をしないようなやり方でやっていきたいということですが、私は、きのうの一般質問の中でも、おたっしや館あたりでも、人が寄るような町民市みたいなことをやりなさいということいろいろ言って、町長もそれはもう10月ごろからやりますということを書いてもらいましたから、おたっしや館あたりは江迎地区のあそこに入っているかと思えます。そういうことがどんどん盛んになってきたら、処理場あたりもふえてくるかと思えますから、その辺も加味したところでやっぱりやっぴやっぴいかなないと、機能強化はしないようなその形でといたら、これは逆行しているじゃないかなと、人をふやしなさいといっているのにそれはしませんというなら、どこでトイレあたりするかということになりますよね。その辺で、川でやりなさいということなんですかね。だから、その辺をやっぱり考えて、私が先ほど言ったのは、要するに1.5倍になして6億円かかるのを、2倍になして7億円ぐらいで済むならば2倍にしたほうがましじゃないですか、例えばの話ですよ。だから、そういうことで、よければ今後その辺も検討をしてもらって、いい方向に進めていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（吉富 隆君）

この問題で関連でございますが、非常に今までの機能強化問題等々については、議論をしてきた経緯もございます。と申し上げますのは、人口密度的に上峰町バランスをとりなさいよという話を私はしてきました。そういった関係上、下米多地区に住宅、アパートができたという経緯もございます。

そういった中で、今9番中山議員が言われるように、江迎地区については機能強化はやらないような計画と言われれば、私も大字江迎地区の人間でございます、今後、住宅を建てる計画があるとするならば、前町長時代には次は大字江迎地区にという計画はありました。必ずや、例えば、檜寺住宅が使えなくなったら必ず建てにやいかんごとになっているわけでし

よう。やはり大字坊所地区に一極集中型に人口はなっております。人口密度関係についてはバランスをとるべきだと、僕は今後も主張してまいります、今までもその計画はありましたので、その辺について、この機能強化問題等々絡み合わせますと、10年間で4,272名までという計画をされております。これはいいことであると僕は思っていますよ。しかし、バランスをとるようになれば、ほかの地域に機能強化をし、大字坊所地区には今後はなるべく長くもてるような、1.5倍ですから、10年以上かかると僕は思っています。そんなに開発、商業地域が来るような状況下に今の日本の経済状況ではないであろうと思いますので、上峰町内でやっぱり人口密度のバランスというのは、行政のほうで考えていくべきであろうと思っております。これが下水道の機能強化につながる問題に波及しますので、当然これを、今6億円もかけてやるわけですから、サティ前の企業も取りつけるようになっていし、加茂の交差点の住宅も取りつけるからこういうふうになっているとすれば、10年かからじ来る可能性もあるわけですから。

と同時に、この農業集落排水という、これは規制があるわけでしょう。ないですか。（「ないです」と呼ぶ者あり）ない。じゃ、今9番議員さんが言いなつごと、1.5倍を2倍にする可能性できるわけですね。人口バランス、いろいろな商業開発、町長が考えるとするならば、これは1倍にしとったっちゃいいわけですよ、逆に言えばね。しかしながら、やっぱり坊所城島線という上峰町の動脈があるんで、その地域に来る可能性が大であるので、やはりこれは2倍にでもしとったほうがいいのではないかと。加茂の交差点はそのままとして、大字江迎地区の処理場を使いながらしたほうがいいのではないかなと、いろいろな議論は尽きないと思いますので、よくよく振興課で練っていただいて、よりいい方向での、財政難でございまして、お考えをさせていただいて、実施設計なりをしていただいて、工事着工に向けていただければありがたいなと思っておりますので、よろしく願いをしておきたいと思っております。

○振興課長（江崎文男君）

済みません。ちょっと一言ですけれども、先ほどの江迎処理区の関係なんですけれども、もちろんそのような計画がございましたら、もちろん今の江迎処理場で足らなくなったら機能強化という形には基本的にはなっていくと思います。（「してくれるんですね」と呼ぶ者あり）もちろん機能強化をせんばいかんごとになったときに、やっぱりどこの地区もそれはせんばいかんと思います。ただ、それを延ばすために、なるべく今の現状で江迎処理場を機能強化せんでもいような形で行いたいというところで、ちょっと加茂の交差点をこちらのほうに入れたわけでございますので、江迎処理区のほうでいろいろな計画がもし将来的に出ましたら、もちろんこの下水道、機能強化でやるものか。住宅を建てたときには住宅にも合併浄化槽の補助等もできますので、機能強化でやるのがいいのか、住宅独自の合併浄化槽をつくるのがいいのか、それはそのときの考え方と思います。もちろん機能強化が必要であれ

ば、機能強化はやっていきます。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第35号の質疑を終結いたします。

日程第14 諮問第1号

○議長（大川隆城君）

日程第14. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、諮問第1号の質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日は大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

午後3時27分 散会